

公益財団法人横浜市国際交流協会ウェブサイト広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜市国際交流協会（以下「協会」という）の公開・管理するウェブサイト（以下「ウェブサイト」という）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 協会ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告等（以下「広告」という）とする。

(掲載広告の範囲)

第3条 ウェブサイトに掲載する広告は、公共性、公益性を妨げないものであって、主たる内容が国際交流、国際協力、在住外国人支援、多文化共生等に関するものとする。

2 その他協会が適切と判断したもの

3 ただし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの、またはその恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの、非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせるまたは不安を与える恐れのあるもの
- (5) 個人・団体の意見広告および名刺広告
- (6) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- (7) 公衆に不快の念または危害を与える恐れのあるもの
- (8) 社会的な観点から適切でないもの
 - ア 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及び神奈川県青少年保護育成条例で規制される営業行為等
 - ウ 貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業
 - エ 青少年保護や健全育成に好ましくない広告
 - オ 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害の恐れのあるもの、差別を助長するもの
 - カ その他、社会的な観点から適切でないもの
- (9) 消費者保護の観点から適切でないもの
 - ア マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされる広告

イ 将来の利益を誇示し、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告

ウ 医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現し、不当に安全性を強調したりなどする広告

エ 投機、射幸心をあおり、内容が虚偽誇大など、過度の宣伝になるもの

オ 過去 5 年間に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止などの行政指導を受けた悪質な企業の広告

(10) 協会の広告事業の円滑な運営に支障をきたす恐れのあるもの

(11) その他、広報媒体に掲載する広告として不適切であると協会が判断したもの

(ウェブサイトに関する基準)

第 4 条 前条の規定に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

(広告の規格等)

第 5 条 広告の規格は原則次のとおりとする。

(広告の種類)

	バナー広告
大きさ	縦 120 ピクセル 横 200 ピクセル
形式	JPG またはファイル
データ容量	4KB 以下
その他	画像のスライス（分割）不可、静止画のみ

(1) 広告を掲載するページはウェブサイトのトップページとする

(2) 位置及び枠数 別途、協会がこれを定める

(広告掲載料)

第 6 条 広告の掲載にかかる料金は、1 枠 1 ヶ月につき 3,240 円～（税込）とする。1 ヶ月とは、広告を掲載した日から 1 ヶ月間を言う。なお、前条の規格にあてはまらない広告を掲載する場合には、別途、協会がこれを定めることとする。

(掲載期間)

第 7 条 広告を掲載する期間は、1 ヶ月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載月を複数月とすることができる。

(1) 広告を掲載する開始日は、原則として広告主が希望した日とする。

但し、土日祝に重なる場合は翌営業日とすることができる。

(2) 広告掲載期間中、火災、地震等の自然災害、通信の停止等の人災など、協会の責めに帰すべき理由によらない通信遅延または通信不能については、一切の責任を負わないものとする。協会の都合によりウェブサイトを開鎖した時間が生じたとき、協会は、開鎖した時間を 24 時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長する。

(申込方法)

第 8 条 広告の掲載希望者は、別に定める広告掲載申込書及び会社概要や活動概要などがわかる資料を、協会担当者が指定する日までに協会に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第 9 条 協会は、第 2 条から第 4 条の規定により申込内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

(広告掲載料の納付)

第 10 条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という）は、広告掲載開始日の 7 日前までに広告掲載料を協会に一括納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第 11 条 広告主は協会が指定する方法により広告原稿を作成し、協会が指定する期日までに電子データで提出するものとする。

(広告内容の責任)

第 12 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のウェブサイトの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第 13 条 協会は、次の場合において何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合

(3) 広告内容が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある時、またはこの要綱に抵触すると判明した場合

(4) その他広告掲載が適切でないと協会が判断した場合

(広告掲載の取り下げ)

第 14 条

(1) 広告主は、自己の都合によりウェブサイトへの広告掲載を取り下げることができる

(2) 第 1 項の規定により取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない

(広告掲載料の返還)

第 15 条 納付した広告掲載料は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消した時は、納付済みの広告掲載料を広告主に返還する。

(その他)

第 16 条 協会ウェブサイトへの広告掲載にかかることで、疑義が生じた場合は、別途協議の上協会がこれを定めることとする。

第 17 条 この要綱に定めのないものは、「横浜市広告掲載基準」およびその他横浜市の定めた要綱等に準じるものとし、それ以外は協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、2023 年 4 月 1 日から施行する。